

三田市民病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月22日

三田市長 田村克也

三田市規則第 27 号

三田市民病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三田市民病院事業の設置等に関する条例施行規則（令和 8 年三田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（外来診療の受付時間）</p> <p>第4条 外来診療の受付時間は、前条に規定する休診日を除き、毎日午前8時15分から<u>午前11時</u>までとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>（外来診療の受付時間）</p> <p>第4条 外来診療の受付時間は、前条に規定する休診日を除き、毎日午前8時15分から<u>午前10時30分</u>までとする。</p> <p>2 省略</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。